

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		売却決議マンション等の除却における買受人に対する売却等実施の勧告、公表
根拠条例・規則等名 条 項		マンションの再生等の円滑化に関する法律 第108条第2項及び第3項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 住宅政策課（電話：048-829-1518）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	令和8年4月1日設定
備 考		